

**国指定特別史跡「旧弘道館」
保存活用計画書**

平成 29 年 3 月

茨 城 県

例 言

1. 本計画は、国指定特別史跡「旧弘道館」の保存・活用に関する事項を定めた計画書である。
2. 本計画の策定は、平成27年度と28年度の2か年で実施した。
3. 本計画は、旧弘道館保存活用計画策定委員会の会議及び文化庁文化財部記念物課・茨城県教育庁総務企画部文化課・水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課の指導・助言を得て、茨城県土木部都市局公園街路課が策定した。
4. 本計画の策定に係る事務は、茨城県土木部都市局公園街路課が担当し、策定に係る支援業務を株式会社プレック研究所に委託した。
5. 本計画は、第1章「計画策定の沿革・目的」、第2章「旧弘道館」の概要」、第3章「本質的価値」、第4章「保存・活用の課題」、第5章「保存・活用の目標と基本方針」、第6章「保存（保存管理）」、第7章「活用」、第8章「整備」、第9章「運営・体制」、第10章「事業の実施」、第11章「経過観察」、資料編で構成した。
6. 本計画では、国指定特別史跡「旧弘道館」のことを指す場合は「旧弘道館」と表示している。
7. 弘道館全図という名称の図面はいくつか存在するため、本計画書においては、弘道館事務所所蔵の弘道館全図を「弘道館全図」と表示する。
8. 特別史跡指定地内に復元された塀は「築地塀」という呼名で管理しているが、修理報告書や日本建築大辞典の定義から「土塀」という表現が適切であることから、本計画書では「土塀」という表現に統一した。
9. 特別史跡指定地周辺に残る土塁と堀については、一体的な要素として取扱う必要があるが、本計画は、「弘道館全図」の範囲の内と外との観点で整理する必要があるため、土塁と堀を一部分けて整理している箇所がある。
10. 本計画に掲載している図のうち、下記については所蔵機関等からの提供を受けた。

図2-18：水戸弘道館之図（古河歴史博物館所蔵）

図2-19：弘道館総図（個人蔵）

図2-21：明治初期の弘道館の状況（写真原版 石黒コレクション保存会所蔵）

図2-23：茨城県高等女学校の仮校舎（明治33年～36年）として使用されていた当時の作法指導の様子（茨城県立水戸第二高等学校百年史編纂委員会2000『水戸二高百年史』）

図2-28：大正から昭和初期の弘道館跡地の状況（水戸市立博物館所有の絵葉書より）

図7-6：弘道館に関連する施設・資源等 西山御殿跡（公益財団法人 徳川ミュージアム）

国指定特別史跡「旧弘道館」 保存活用計画書 目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的と対象	1
3. 委員会の設置	3
第2章 「旧弘道館」の概要	6
1. 指定地の概要	6
2. 弘道館の概要	13
3. 歴史的変遷	34
4. 指定地及び周辺の現況	44
第3章 本質的価値	69
1. 弘道館の特徴	69
2. 「旧弘道館」の本質的価値	72
3. 構成要素	74
第4章 保存・活用の課題	79
1. 保存（保存管理）の課題	79
2. 活用の課題	79
3. 整備の課題	80
4. 運営・体制の課題	81
第5章 保存・活用の目標と基本方針	82
1. 保存・活用の目標	82
2. 保存・活用の基本方針	83
第6章 保存（保存管理）	84
1. 保存（保存管理）の方向性	84
2. 保存管理の方法	88
3. 法令に基づく諸手続き	98
4. 所蔵資料の保存管理	106
5. 調査・研究	108
6. 周辺環境の保全	109
第7章 活用	110
1. 活用の方向性	110
2. 活用の方法	111
3. 周辺地域と連携した活用	122

第8章 整備	123
1. 整備の方向性	123
2. 短期整備	124
3. 中長期整備	127
第9章 運営・体制	129
1. 運営・体制の方向性	129
2. 保存・活用の体制	130
第10章 事業の実施	132
1. 事業実施の考え方	132
2. 藩校時代の再現に向けた事業の進め方	132
第11章 経過観察	135
1. 経過観察の考え方	135
2. 経過観察の方法	135
資料編	
資料1：特別史跡指定地内の建造物の修復履歴	資1
資料2：上位・関連計画の概要	資6
資料3：文化財保護法等の抜粋	資14